

## 二人の未来応援パスポート事業広告業務委託仕様書（企画提案用）

### 1 委託する業務名

二人の未来応援パスポート事業広告業務委託

### 2 業務の趣旨・目的

香川県（以下、「県」という。）では、人口が平成 11 年をピークに減少しており、出生数も減少傾向にあるため、急激に少子化が進行している。

未婚化・晩婚化の流れを変え、少子化の傾向を反転させるため、県が実施する「二人の未来応援パスポート事業」について、広告宣伝により、下記 4 記載のターゲットに対して PR し、利用を促進することを目的とする。

### 3 委託期間

委託契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

### 4 本事業のターゲット

(1) 2024 年 4 月 1 日以降に結婚した県内の夫婦

※法律婚以外（事実婚やパートナーシップ宣誓）も含む。

### 5 業務内容

(1) インスタグラムストーリー広告の作成・投稿

業務の趣旨・目的やメインターゲット等を十分に理解し、当事業のホームページ (<https://colorfulplus.pref.kagawa.lg.jp/comete/>) とのイメージの差異が起こらないよう注意を払いながら、最適な広告デザイン・Instagram 広告マネージャー・掲載期間・表示回数等を提案すること。

なお、作成にあたり、県は別添データの提供を行うものとする。

(2) 校正

原則として、1 回以上の校正を行うこと。

校了後の変更・差替え、レイアウトの変更、文字訂正等については、出稿直前まで、速やかに対応すること

(3) 成果物の提出

業務完了後、広告出稿データを含む著作物を県へ提出すること。

(4) 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに以下の事項を記載した業務完了報告書を提出すること。

- ① 業務完了年月日および各種業務に要した期間・実施内容等
- ② 実施した広告記事の表示回数、クリック数、クリック率
- ③ その他、本業務に関連するもので委託者が指示する内容等

## 6 実施体制等

- (1) 業務性質を鑑み、適任者を配置すること。
- (2) 業務従事者を明記した体制を示す書類を委託者に提出し、業務従事者のうち1名を業務責任者として指名すること。  
なお、業務責任者を変更する場合は、あらかじめ連絡すること。

## 7 留意事項

- (1) 本業務を行うにあたり、利用や協賛はあくまでも自主的な判断によるものであることに留意し、店舗や顧客等へ特定の価値観の押し付けやハラスメントにつながることをしないようにすること。
- (2) 受託者決定後、協議内容により、採用された企画を一部変更することがある。
- (3) 本事業実施に関する準備・設営・進行管理その他必要な業務は受託者の責任において行うこと。
- (4) 本事業の成果物並びにデザインの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は県に帰属する。この成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者は、あらかじめ当該第三者の書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させた上で、当該成果物等を県に引き渡すものとする。  
県及び県の指定する者は、この成果物に係るアイデア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、県が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由の如何を問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (5) ほかの映像その他印刷物などから、映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や著作権の侵害などの問題が生じることのないよう受注者において必要な手続きを取ること。
- (6) 本事業に係る個人情報については、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないように徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。
- (7) 本事業で知り得た個人及び企業等の情報は、他の用途として使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (8) 受託者は、本委託業務に関し再委託をする場合は、県の承認を得ること。
- (9) 本事業の実施にあたり計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の了解を得た上で業務を遂行すること。
- (10) 委託料の請求は、完了払いとする。